

「令和6年能登半島地震」に伴う 大雨警報・注意報発表基準の暫定基準見直しについて

石川県で大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を暫定基準で適用している一部の市町について、令和8年5月28日13時（予備日令和8年6月4日13時）より暫定基準を変更または廃止します。

金沢地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）については、令和6年1月1日16時10分頃に発生した石川県能登地方の地震による地盤の緩みを考慮し、4市町で通常基準の7割、2市町で通常基準の8割に引き下げた暫定基準を設けて運用しています。

大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）は、地震発生後の降雨状況と土砂災害の関連を調査し、石川県と金沢地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の暫定基準と整合を取りつつ、適切な見直しを行うこととしております。

今般、令和7年出水期を経て土砂災害警戒情報の暫定基準を変更または廃止することに伴い、令和8年5月28日13時（予備日令和8年6月4日13時）より大雨警報・注意報（土壌雨量指数基準）の暫定基準を下記のとおり変更または廃止します。

なお、同日以降、新たな防災気象情報^{※1}を提供することに伴い、見直し後の暫定基準をレベル3土砂災害警報^{※2}、レベル2土砂災害注意報の発表基準に適用します。土砂キキクル^{※3}についても、見直し後の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞込みにご活用いただけます。

今後も地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※1 新たな防災気象情報の運用開始について

https://www.jma.go.jp/jma/press/2604/14b/20260414_taikeiseiri.html

※2 レベル3土砂災害警報は、レベル4土砂災害危険警報と同じ基準値を用います。

※3 土砂キキクルは、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

記

1 暫定基準の変更日時

令和8年5月28日 13時（予備日令和8年6月4日13時）

2 暫定基準を変更する市町

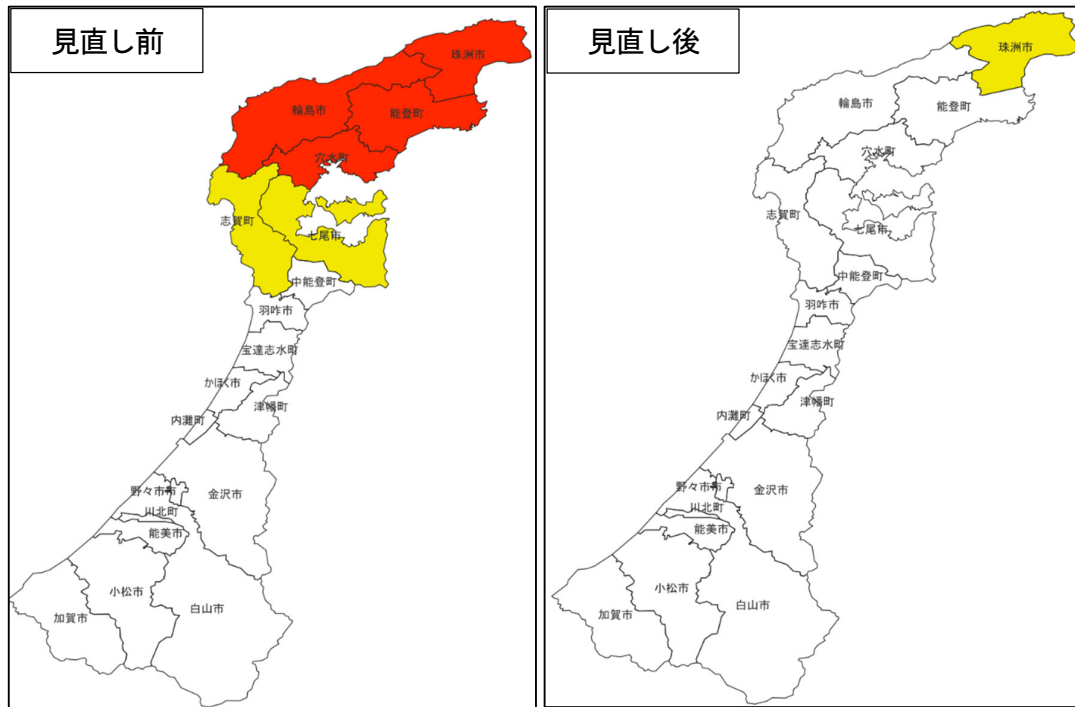
珠洲市

3 暫定基準を廃止する市町

輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市

※見直し前後の暫定基準については別紙参照

問合せ先：金沢地方気象台 担当 山本・花棚
電話 076-260-1462



警報・注意報の基準が通常基準の7割の市町
 警報・注意報の基準が通常基準の8割の市町
 警報・注意報の基準が通常基準の市町